



## 政務活動費の減額を行います

議案名

笠岡市議会政務活動費の特例に関する条例について

### Q なぜ減額するの？

A 新型コロナウイルスの感染拡大の社会情勢を鑑み、令和2年度の政務活動費の削減を行って、新型コロナウイルス感染症の対策費用に充てていただくため、特例条例を制定しました。

### Q どんな内容なの？

A 笠岡市議会では、政務活動費を会派に対して、所属議員1人につき月額4万5000円を支給しています。

令和2年度の政務活動費のうち、後期の6箇月分（10～3月分）を月額4万5000円から1万5000円減額し、月額3万円とするものです。

これにより、総額180万円を減額することとなりました。

### Q そもそも政務活動費ってなに？

A 地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で決められており、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費とされています。

笠岡市議会では運用指針も定めており、各会派が責任をもって管理しています。



## 負担付きの寄附の受領について 否決しました

議案名

負担付きの寄附の受領について

### Q どんな議案なの？

A 多文化共生による持続可能な地域社会の発展を目的に、在留外国人と地域住民の交流拠点として、労働福祉会館を改修して整備するために、ベトナムの実業家の方から団体を通して、1億6000万円の寄附を受領しようとしたものです。

寄附は全額建物のリノベーション（大規模改修）に使われ、耐震化工事等（費用負担限度額2950万円）のほか、完成後の管理運営などはすべて市の負担となります。また、施設完成後少なくとも10年間は市の負担で運営事業を実施しなければなりません。

なお、この条件が達成できないとき寄附は解除されます。

### Q なぜ否決されたの？

A 付託された総務文教委員会では、賛成少数で否決すべきものとの報告がありました。それを受けての本会議では、採決の結果、委員長報告に賛成多数で否決となりました。

委員会  
主な意見

- ・活動拠点としてリノベーションする労働福祉会館が、もともと取り壊す予定の建物であり、使用するには躯体や地盤に不安がある。予定の予算内で改修可能なのか。
- ・労働福祉会館を在住外国人と地域住民の交流拠点として使用し運営する計画や予算に関して不明な点が多く、本市の状況に適したものであるのか。

本会議  
主な意見

- 反対 労働福祉会館は取り壊す候補となった当初から、なくさないでほしいという強い要望もあり、あえて否決すべき理由がない。
- 賛成 寄附は大変ありがたいが、耐震化工事もしなければならず、新型コロナウイルス感染症の対策が大変な中、負担が大きい。今後の維持管理費は全額市の負担であり、現在の財政状況では疑問がある。